#### 四市複合事務組合斎場運営要綱

- 第1章 総則(第1条一第2条)
- 第2章 斎場施設の使用(第3条―第22条)
- 第3章 霊柩自動車の運行(第23条―第25条)
- 第4章 斎場予約等システム (第26条―第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、四市複合事務組合斎場条例施行規則(昭和55年四市複合事務組合規則第1号。以下「規則」という。)第11条の規定による斎場の管理及び四市複合事務組合霊柩自動車運行条例(昭和55年四市複合事務組合条例第4号。以下「霊柩自動車運行条例」という。)第5条の規定による霊柩自動車の運行について、それぞれ必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、この要綱に特段の定めのない限り、四市複合事務組合斎場条例(昭和54年四市複合事務組合条例第6号。以下「条例」という。)及び規則並びに霊柩自動車運行条例において使用する用語の例によるものとする。

#### 第2章 斎場施設の使用

(予約方法等)

- 第3条 斎場を使用しようとする者は、規則第3条第1項に規定する使用許可申請 書を提出する前に、斎場施設使用の予約をしなければならない。
- 2 前項の規定による斎場施設使用の予約は、葬儀業等を営む法人又は個人(以下「葬儀業者」という。)が次条第2項に規定する者の予約を代行する場合にあっては、電子情報処理組織(四市複合事務組合の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。)と当該葬儀業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織。以下「斎場予約等システム」という。)により行わなければならない。ただし、次条第2項に規定する者が斎場施設を予約しようとする場合、第28条に規定する斎場予約等システムへの利用者登録の手続申請中の葬儀業者が予約する場合、改葬のため火葬施設を予約する場合及び火葬施設の使用を伴わない式場を予約する場合にあっては電話又は窓口により行うものとする。
- 3 斎場予約等システムの受付時間は24時間とし、電話又は窓口による受付時間 は午前9時から午後5時までとする。
- 4 斎場施設の予約ができる期間は、火葬を行おうとする日の10日前の午前7時 から火葬を行おうとする日の前日の午後0時(正午)までとする。火葬施設の使

用を伴う場合の式場の使用は、火葬を行おうとする日の10日前の午前7時から 火葬を行おうとする日の前々日の午後0時(正午)までとし、火葬施設の使用を 伴わない場合の式場の使用は、使用しようとする日の10日前の午前7時から使 用しようとする日の前日の午後0時(正午)までとする。

(申請書の提出等)

- 第4条 規則第3条第1項に規定する使用許可申請書は、前条に規定する予約をした日から斎場施設を使用する日までに提出しなければならない。
- 2 前項の申請に係る申請者は、斎場で葬儀を主催する者、遺体、死胎、遺骨を火葬しようとする者、身体の一部の火葬については身体の一部の当人又は身体の一部の当人から委任された者とする。

(使用料の納付)

第5条 条例第11条に規定する使用料は、火葬中に納付するものとする。ただし、 火葬を行わずに施設を使用する場合は、施設を使用した最終日に使用料を納付す るものとする。

(火葬受入時刻)

- 第6条 火葬受入時刻は、午前9時から午後3時までの毎正時とする。ただし、斎場長が必要と認めるときは、火葬受入時刻を変更することができる。
- 2 斎場長は、申請者が火葬受入時刻までに斎場に到着しない場合(火葬受入時刻から10分を経過した場合をいう。以下同じ。)は、火葬日時を変更することができる。
- 3 改葬、死胎及び身体の一部の火葬受入時刻は、午前9時とする。
- 4 斎場長は、申請者が火葬受入時刻までに斎場に到着できず火葬を行った場合は、 収骨する順番を変更することができる。
- 5 火葬参列者は40名程度までとする。ただし、斎場長が認める場合はこの限りではない。

(式場使用者の火葬受入時刻)

第7条 式場を使用する場合の火葬受入時刻は午前11時と午後0時(正午)とし、 受入時刻は各2件までとする。ただし、しおかぜホール茜浜においては、各階毎 に受入時刻は各1件までとする。

(副葬品)

- 第8条 棺に入れる副葬品は、極力少なくすることとし、次の各号に掲げるものは 入れてはならない。
  - (1) 焼骨に悪影響を及ぼすおそれのあるもの
  - (2) 火葬時間が長くなるもの
  - (3) 火葬炉設備が損傷するおそれがあるもの
  - (4) 大気汚染の原因となるもの
- 2 遺体にペースメーカ等を埋め込んである場合は、予約時に申し出ること。 (焼骨の引取)

- 第9条 規則第6条第1項の規定にかかわらず、焼骨の全部を引き取ることができない時は、次の各号に掲げる事項を記載した誓約書を提出しなければならない。
  - (1) 誓約書を提出する年月日
  - (2) 申請者の住所、氏名(記名押印又は自署)、死亡者(身体の一部にあっては当人。以下同じ。) との続柄、連絡先電話番号
  - (3) 死亡者の本籍、住所、氏名、性別、出生年月日 (棺の大きさ)
- 第10条 火葬施設及び遺体保管室で使用できる棺の大きさは、別表第1のとおりとする。

(式場の使用制限)

- 第11条 次の各号に掲げる場合は、式場の使用はできない。
  - (1) 法事(友引日の午前に行う場合を除く)で使用すること
  - (2) 通夜及び告別式のため、3日にわたり使用すること
  - (3) 友引日の前日に通夜のため使用すること
  - (4) 火葬を行わず使用すること(骨葬及び献体を行う者の葬儀、災害等でご遺体が見つからない者の葬儀を除く)

(式場の特別利用)

- 第12条 条例第6条第2項に規定する特別の理由があると認める場合とは、式場の予約が火葬を行おうとする日の4日前の午前7時以降で予約が行われていないときをいう。
- 2 前項の規定は、しおかぜホール茜浜のみ適用する。 (待合室等の使用)
- 第13条 火葬に伴う待合室で使用していない部屋がある場合は、条例別表備考8 で規定する待合室に加えて有料で使用することができる。
- 2 式場使用の待合室等の割振りと使用時間については、別表第2のとおりとする。 (祭壇の使用)
- 第14条 式場に備え付ける祭壇様式は、別表第3のとおりとする。
- 2 式場に備え付ける祭壇には、別表第4左欄に掲げる祭壇様式に応じ、当該右欄 に掲げる祭壇備品を備え、祭壇備品のみ使用する場合であっても、条例別表に定 める祭壇使用料を納付するものとする。
- 3 祭壇を式場へ持ち込む場合は、暗幕を使用し、式場に備え付けている祭壇の前 に設置する。

(面会室の使用)

第15条 遺体保管室から火葬施設を使用する場合は、面会室を無料で使用することができる。なお、必要な事項は別に定める。

(無償貸与備品)

- 第16条 斎場に備える次の各号に掲げる備品は、無償で貸与する。
  - (1) 式場内備品(祭壇及び祭壇備品を除く)

- (2) 受付用備品
- (3) 控室及び待合室内備品
- (4) 棺台車
- (5) 棺フタ置台

(式場の設営)

- 第17条 式場の設営は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 設営開始時刻は、午後2時からとする。
  - (2) 天井を利用するポール類、画鋲、ガムテープ等を使用してはならない。
  - (3) 案内看板の設置は、馬込斎場のみとし、設置に当たっては斎場職員の指示に従わなければならない。なお、案内看板の寸法等は別に定める。
  - (4) 受付の設置場所は、馬込斎場にあっては各式場前ロビー、しおかぜホール茜浜にあっては各式場ホール内とする。

(遺体保管室)

- 第18条 遺体保管室の使用は、当該遺体保管室を設置する斎場で火葬する場合に 限る。ただし、斎場長が認める場合はこの限りでない。
- 2 遺体保管室に保管する遺体と面会するときは、面会予定人数及び到着予定時刻 を斎場に連絡するものとし、申請者が葬儀の運営に係る契約等を葬儀業者と締結 している場合にあっては、申請者又は当該葬儀業者、それ以外の場合にあっては、 申請者がそれぞれ立ち会うものとする。
- 3 遺体保管室に保管する遺体との面会時間は午前9時から午後5時までとする。
- 4 遺体保管室の使用時間は12時間以上とし、使用時間が条例別表に定める単位欄に規定する時間を下回る場合であっても、同欄に規定する時間を使用したものとみなす。

(施設の施錠)

- 第19条 友引日前日にあっては午後5時15分から翌日の午前8時45分までの間、友引日前日以外は午後10時から翌日の午前6時まで(以下「夜間」という。)の間は施設を施錠し、入退場を制限するものとする。夜間の入退場の必要がある場合は警備員に連絡するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、斎場長が必要と認めるときは、施設を施錠すること ができる。

(荷物の搬入出)

- 第20条 斎場に自動車を使用して物品等を搬入出する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 停車場所は、馬込斎場にあっては、第1・2式場前、第2・3式場裏、遺体保管室入口前及び待合棟2階通用口前とし、しおかぜホール茜浜にあっては、式場棟へ物品等を搬入出する場合は式場棟東側駐車場、火葬棟へ物品等を搬入出する場合は式場棟北側駐車場とする。
  - (2) 斎場の各入口付近への駐停車は禁止する。

- (3) 物品等の搬入出を終えた自動車の駐車は馬込斎場にあっては、第3駐車場とし、しおかぜホール茜浜にあっては、敷地内駐車場とする。移動する場合は、場内の道路標識及び道路標示に従うこと。また、斎場付近に駐車しないこと。
- (4) その他、斎場敷地内駐車場を使用する際は、葬儀業者の物品等の搬入出及び参列者等の自動車の妨げとならないようにしなければならない。

(納骨容器等の頒布)

- 第21条 納骨容器及び棺(以下「納骨容器等」という。)を希望する者には、実 費で頒布する。
- 2 斎場施設の使用と併せて納骨容器等の頒布を希望する場合は、火葬予約時又は 窓口にて申し込みをし、規則第3条第1項に規定する使用許可申請書に購入の記載をして提出するものとする。
- 3 前項に規定する場合において、納骨容器等の代金は、斎場施設使用料と併せて 納付すること。また、斎場施設を使用しない場合は納骨容器等を受け取った時に 納付すること。
- 4 葬儀業者には納骨容器等の頒布を行わない。
- 5 棺の頒布を受けた者は、組立て作業を自ら行うこと。 (その他)
- 第22条 斎場施設を使用する者は、斎場職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 斎場施設の使用にあたっては遺体を納棺しておくこと。
  - (2) 式場及び祭壇(祭壇備品を含む)を使用する際は、利用者が使用開始前に損傷の有無を確認するものとし、損傷があった場合は職員に申し出るものとする。使用終了後は式場使用後確認表「第1号様式(馬込斎場用)・第2号様式(しおかぜホール茜浜用)」により確認し職員の点検を受けるものとする。ただし、斎場長が認める場合はこの限りでない。
  - (3) 待合室の使用終了後は室内を利用者が確認し、汚れや備品等の破損があった場合は職員に申し出るものとする。
  - (4) 駐車場の混雑が予想される場合は、誘導員(整理員)を配備し、誘導に努めること。
  - (5) 喫煙は、指定の喫煙場所のみとし、他の場所での喫煙はしないこと。
  - (6) 使用終了後は、式場へ持ち込んだ祭壇及び生花並びに残食等は、速やかに撤去すること。

#### 第3章 霊柩自動車の運行

(霊柩自動車の申込)

第23条 霊柩自動車の使用について、斎場施設(遺体保管室を除く)と併せて予約する場合は、斎場予約等システムによるものとし、規則第3条第1項に規定する使用許可申請書により申し込むものとする。ただし、第4条第2項に規定する

者が斎場施設を予約しようとする場合及び第28条に規定する斎場予約等システムへの利用者登録の手続申請中の葬儀業者が予約する場合にあっては電話により行うものとする。

2 前項に規定する場合以外の霊柩自動車の使用については、電話等により予約したうえで、規則第3条第1項に規定する使用許可申請書により申し込むものとする。

(使用料)

- 第24条 霊柩自動車の使用料の算定については、霊柩自動車運行条例第4条第1 項の別表に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 住民が霊柩自動車を使用し、関係市以外を運行した場合の距離加算額は、別表第5中欄に掲げる方面に応じ、霊柩自動車の走行距離から当該右欄に掲げる関係市走行距離を差し引いた距離に霊柩自動車運行条例別表の距離加算額を乗じて算定する。
  - (2) 住民以外の使用料は、霊柩自動車運行条例別表に定める基本額に霊柩自動車の走行距離に距離加算額を乗じて得た額を加えた額とする。
- 2 霊柩自動車の使用料は、斎場施設使用料と併せて納付すること。
- 3 霊柩自動車運行条例第4条第2項に規定する減免を受けようとする者は、規則 第5条第1項に規定する使用料減免申請書を管理者に提出しなければならない。 (運営)
- 第25条 霊柩自動車の運営については、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 霊柩自動車の事業範囲は、関係市及び関係市に隣接する千葉市、市川市、松戸市、柏市、白井市、印西市、佐倉市とし、着地は馬込斎場又はしおかぜホール茜浜のみとする。
  - (2) 霊柩自動車で使用できる棺の大きさは、別表第6のとおりとする。
  - (3) 霊柩自動車の使用に係る有料道路通行料及び駐車料は、霊柩自動車使用に係る申込みをした者が負担する。
  - (4) 霊柩自動車の使用に係る申込みをした者は、霊柩自動車を使用する場合は、遺体を入れた棺の車両への積載の立会い及び運送先までの同行をするものとする。
  - (5) 火葬受入時刻が午前9時の霊柩自動車の運行は行わない。

第4章 斎場予約等システム

(利用者登録)

第26条 斎場予約等システムを利用しようとするときは、あらかじめ利用者登録 (斎場予約等システムの利用者であることを識別できる情報を利用者登録管理 台帳(利用者登録番号、パスワード等の情報を磁気ファイル(磁気テープ、磁気 ディスクその他データ等を記録するための磁気記録媒体をいう。)に記録したも のをいう。)に登録することをいう。以下同じ。) しなければならない。 (利用者登録対象者)

第27条 斎場予約等システムの利用者登録をすることができる者は、葬儀業者とする。

(利用者登録の申請)

- 第28条 斎場予約等システムの利用者登録を希望する者は、次に掲げる事項を記載した利用者登録申請書に登記事項証明書又は業務の概要が分かる書類を添付して管理者に提出しなければならない。
  - (1) 利用者登録申請書を提出する年月日
  - (2) 申請者の主たる事務所の所在地(個人にあっては住所。以下同じ。)、法人名、代表者職氏名(個人にあっては氏名。以下同じ。)
  - (3) 利用者登録名、所在地(個人にあっては住所。)、電話番号、FAX番号、 メールアドレス

(利用者登録通知)

- 第29条 管理者は、前条の利用者登録申請書の提出を受けた場合は、その内容を 審査し、適当と認めたときは、利用者登録を行い、次に掲げる事項を記載した利 用者登録通知書により通知する。
  - (1) 利用者登録通知書を通知する年月日
  - (2) 利用者登録を行う申請者の法人名、代表者職氏名
  - (3) 利用者登録名
  - (4) 利用者登録番号
  - (5) パスワード

(予約の手続)

第30条 前条の規定により利用者登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、 斎場予約等システムに自らの利用者登録番号及びパスワードを入力し、斎場施設 使用の予約をするものとする。

(利用者登録の変更)

- 第31条 登録者は、第28条各号に定める利用者登録申請書の記載事項に変更が 生じたときは、速やかに次に掲げる事項を記載した利用者登録変更届を管理者に 届け出なければならない。ただし、パスワードを変更しようとする場合は、この 限りでない。
  - (1) 利用者登録変更届を届け出る年月日
  - (2) 届出者の主たる事務所の所在地(個人にあっては住所。)、法人名、代表者 職氏名
  - (3) 変更しようとする利用者登録名、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス

(利用者登録の廃止)

第32条 登録者は、利用者登録を廃止しようとするときは、速やかに次に掲げる 事項を記載した、利用者登録廃止届を管理者に届け出なければならない。

- (1) 利用者廃止届を届け出る年月日
- (2) 届出者の主たる事務所の所在地、法人名、代表者職氏名
- (3) 利用者廃止を行う利用者登録名、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス
- (4) 廃止理由

(禁止行為)

- 第33条 斎場予約等システムを使用する場合は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 斎場予約等システムを斎場の使用の予約以外の目的で利用すること。
  - (2) 斎場予約等システムに対し、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)をすること。
  - (3) 利用者登録番号及びパスワードを第三者に使用させること。
  - (4) 斎場予約等システムの管理及び運営を故意に妨害すること。 (利用の制限)
- 第34条 管理者は、登録者がこの要綱に違反したときは、一定期間斎場予約等システムを利用させないことができる。

(利用者登録の抹消)

- 第35条 管理者は、次のいずれかに該当するときは、登録者を抹消することができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により利用者登録がなされたとき。
  - (2) 登録者がこの要綱に違反したとき。
  - (3) 登録者が第27条に規定する利用者登録の対象者に該当しなくなったとき。
  - (4) 登録者の斎場予約等システム利用が3年以上ないと認めたとき。
  - (5) 斎場予約等システムの管理及び運営を故意に妨害したとき。
  - (6) その他、登録を抹消すべき事由が生じたとき。

(運用停止等)

- 第36条 次の各号に掲げる場合は、登録者に事前の通知なく、斎場予約等システムの運用を停止、休止、中断又は制限を行うことができる。
  - (1) 斎場予約等システムの保守点検等を緊急に行う場合
  - (2) 斎場予約等システム利用が著しく集中した場合
  - (3) 斎場予約等システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合
  - (4) 天災、事変その他非常事態が発生した場合 (障害発生時の通知)
- 第37条 管理者は、斎場予約等システムに重大な障害が発生した場合は、障害が 復旧するまでの予約方法等をホームページにて周知するものとする。

(損害賠償)

第38条 故意により又は正規の利用方法に従わず、斎場予約等システムに障害を

負わせ、又はそのデータを消去し、若しくは破損した時は、その損害を賠償する ものとする。

(質問又は調査)

第39条 管理者は、利用者登録に係る事務等について必要と認めるときは、関係者に対して質問し、又は必要な事項を調査することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は平成30 年3月1日から施行する。

(準備行為)

2 第28条に規定する予約等システムの利用者登録の手続きその他の行為については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(運用基準等の廃止)

3 四市複合事務組合斎場施設等に関する運用基準及び馬込斎場使用要領は廃止 する。

附則

(施行期日)

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は令和2年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は令和5年7月1日から施行する。

#### 別表第1

区分	区分		火葬炉			遺体保管室	
			大型	特大	標準	大型	
馬込斎場	縦幅(センチメ	197	2 2 0	_	2 2 0	_	
	ートル以内)						
	横幅(センチメ	5 9	7 0	_	7 5	_	
	ートル以内)						
	高さ (センチメ	6 0	6 0	_	5 8	_	
	ートル以内)						
しおかぜ	縦幅 (センチメ	_	2 1 0	2 2 5	2 1 0	2 2 5	
ホール茜	ートル以内)						
浜	横幅(センチメ	_	6 5	7 5	6 5	7 5	
	ートル以内)						
	高さ (センチメ	_	6 0	6 0	6 0	6 0	
	ートル以内)						

#### 別表第2

区分		待合室等				
		通夜振舞用	使用時間	休憩・仮眠	使用時間	
				用		
馬込斎場	第1式場	待合室5	午後5時から午	遺族控室1	午後2時か	
	第2式場	待合室2	後10時、翌日	遺族控室 2	ら出棺時刻	
	第3式場	待合室3	午前6時から出	遺族控室3	まで	
	第4式場	待合室4	棺時刻まで	遺族控室4		
しおかぜ	第1式場	控室1	午後2時から午	遺族控室1	午後2時か	
ホール茜	第2式場	控室 2	後10時、翌日	遺族控室 2	ら出棺時刻	
浜	第3式場	控室3	午前6時から出	遺族控室3	まで	
	第4式場	控室4	棺時刻まで	遺族控室4		

#### 備考

- 1 遺族控室の鍵は斎場施設使用料を納付するときに返却すること。夜間帰宅する場合も帰宅するときに鍵を返却すること。
- 2 通夜振舞用で追加で待合室を使用する場合は、空きがある場合に限り馬込斎場では、第1式場は5室、それ以外は2室、しおかぜホール茜浜では全式場で2室 増やすことができる。ただし、斎場長が認める場合はこの限りではない。

# 別表第3

斎場名	式場名	祭壇様式等
馬込斎場	第1式場	仏式・大型
	第2式場	仏式・標準型
	第3式場	仏式・標準生
	第4式場	仏式・標準型 (神式・キリスト教式対応)
しおかぜホール茜浜	第1式場	仏式・標準型(神式対応)
	第2式場	ただし、キリスト教式にあっては、各階
	第3式場	毎に1式ずつ備える。
	第4式場	

# 別表第4

祭壇様式	祭壇備品
仏式 (大型、標準型)	飾輿、厨子、写真台、位牌台、香典台、六灯雪洞、行灯、
	二段盛台、高欄、前机、曲録2脚、鳴物台、木魚、杢鉦、
	大徳寺リン、リン(小)、燭台、香炉、廻し香炉、1.
	5尺棺台
神式	紅白台、4寸神鏡、写真台、霊示案、真榊台、五色旗、
	高欄、雪洞、8寸かがり火、5寸榊立、8寸三宝10個、
	2.5 寸水玉、5 寸瓶子、8 寸神皿10枚、3 寸神皿2枚
	4尺八足、前机、胡床2脚、3尺棺台
キリスト教式	チンチラカバー、十字架、三灯立燭台、写真立、盛台、
	燭台、香炉、1.5尺棺台

# 別表第5

332() 0		
区分	方面	関係市走行距離
		(キロメートル)
馬込斎場	市川市	8
	松戸市	1 5
	千葉市	2 1
	柏市	1 6
	白井市、印西市	9
	佐倉市	3 0
しおかぜ	市川市	1 2
ホール茜	松戸市	2 5
浜	千葉市	1 4
	柏市	2 7
	白井市、印西市	2 2
	佐倉市	2 0

# 別表第6

区分	ワンボックス型霊柩車
縦幅(センチメートル以内)	2 0 0
横幅(センチメートル以内)	6 5
高さ(センチメートル以内)	6 0

#### 第1号様式

(馬込斎場用)

式場使用後確認表

宿泊 帰宅 告のみ前日 その他

### 1. 式場利用者

利用日		月	日 ~	月	日
利用式場		<i>55</i> € <b>1</b> → 1.11	<b>然</b> ○ → 川	体の土田	<i>bb</i> : 4 → 1.11
※該当式場に○をしてください		第1式場	第2式場	第3式場	第4式場
使用申請者	使用申請者				
葬儀事業者					
葬儀事業者担当者	氏名				
(事後確認者)	連絡先				

#### 2. 確認事項

	確認項目	事後確認	職員確認
共	壁に汚れ等がないか		
通	忘れ物はないか		
	ゴミは撤去したか		
	施設に不具合はないか		
式	式場内備品(祭壇除く)を所定の場所へ戻したか		
場	使用した式場内備品(祭壇除く)は損傷していないか		
	暗幕に汚れ等がないか		
	第4式場窓の施錠を確認したか		
	(開錠していない場合も必ず確認してください。)		
祭壇	祭壇に損傷はないか		
壇	祭壇備品を所定の場所へ戻したか		
	使用した祭壇備品に損傷はないか		
	→裏面の備品一覧から使用した祭壇備品に☑を付ける		
式場示	受付用備品を所定の場所へ戻したか		
ホール	使用した受付用備品は損傷していないか		
遺	室内備品を所定の場所へ戻したか		
遺族控室等	使用した室内備品は損傷していないか		
等	空調機器を消したか		

※遺族控室等

(遺族控室、宗教者控室、お清め室をいいます。)

### 祭壇備品一覧 持込 祭壇 祭壇備品

# 1 仏式

祭壇備品名	使用の有無
飾輿	
厨子	
写真台	
位牌台	
香典台	
六灯雪洞	
行灯	
二段盛台	
高欄	
前机	
曲録2脚	
鳴物台	
木魚	
李鉦	
大徳寺リン	
リン (小)	
燭台	
香炉	
廻し香炉	
1. 5尺棺台	

# 3 キリスト教式

祭壇備品名	使用の有無
チンチラカバー	
十字架	
三灯立燭台	
写真立	
盛台	
燭台	
香炉	
1. 5尺棺台	

ご協力いただきありがとうございます。

### 2 神式

校片供口力	14日の七畑
祭壇備品名	使用の有無
紅白台	
4寸神鏡	
写真台	
霊示案	
真榊台	
五色旗	
高欄	
雪洞	
8寸かがり火	
5 寸榊立	
8寸三宝10個	
2. 5寸水玉	
5 寸瓶子	
8寸神皿10枚	
3寸神皿2枚	
4尺八足	
前机	
胡床 2 脚	
3尺棺台	

#### 第2号様式

(しおかぜホール茜浜用)

式場使用後確認表

宿泊 帰宅 告のみ前日 その他

### 1. 式場利用者

利用日		月	日 ~	月	日
利用式場		第1式場	第2式場	第3式場	第4式場
※該当式場に○をしてください			<b>另</b> 2	<b>弁 3 八</b> 物	<b>先4</b> 八物
使用申請者					
葬儀事業者					
葬儀事業者担当者	氏名				
(事後確認者)	連絡先				

### 2. 確認事項

	確認項目	事後確認	職員確認
共通	壁に汚れ等がないか		
	忘れ物はないか		
	ゴミは撤去したか		
	施設に不具合はないか		
式場	式場内備品(祭壇除く)を所定の場所へ戻したか		
	使用した式場内備品(祭壇除く)は損傷していないか		
	暗幕に汚れ等がないか		
	窓の施錠を確認したか		
	(開錠していない場合も必ず確認してください。)		
祭壇	祭壇に損傷はないか		
壇	祭壇備品を所定の場所へ戻したか		
	使用した祭壇備品に損傷はないか		
	→裏面の備品一覧から使用した祭壇備品に☑を付ける		
式場ホール	受付用備品を所定の場所へ戻したか		
	使用した受付用備品は損傷していないか		
	長椅子に損傷がないか		
遺族控室等	室内備品を所定の場所へ戻したか		
	使用した室内備品は損傷していないか		
	空調機器を消したか		

### ※遺族控室等

(遺族控室、	宗教者控室、	シャワーブース、	洗面脱衣所、	トイレ、	給湯
配膳室、ネ	3清め室をいい	ます。)			

# 1 仏式

祭壇備品名	使用の有無
飾輿	
厨子	
写真台	
位牌台	
香典台	
六灯雪洞	
行灯	
二段盛台	
高欄	
前机	
曲録2脚	
鳴物台	
木魚	
李鉦	
大徳寺リン	
リン (小)	
燭台	
香炉	
廻し香炉	
1. 5尺棺台	

# 3 キリスト教式

祭壇備品名	使用の有無
チンチラカバー	
十字架	
三灯立燭台	
写真立	
盛台	
燭台	
香炉	
1. 5尺棺台	

ご協力いただきありがとうございます。

### 2 神式

2 11.74	
祭壇備品名	使用の有無
紅白台	
4寸神鏡	
写真台	
霊示案	
真榊台	
五色旗	
高欄	
雪洞	
8寸かがり火	
5 寸榊立	
8寸三宝10個	
2. 5寸水玉	
5 寸瓶子	
8寸神皿10枚	
3寸神皿2枚	
4尺八足	
前机	
胡床 2 脚	
3尺棺台	